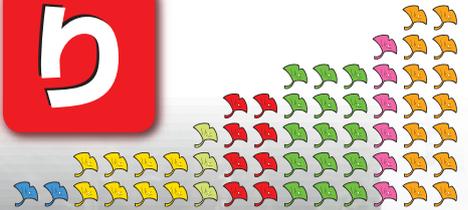


# えびの市議会だより



写真は第6回上江小中合同運動会（9月）

## 平成23年12月定例会は11月30日開会

- 【9月】**
- 2日 9月定例会開会
- 30日 総務教育常任委員会
- 25日 西諸県市郡議会議員研修会（小林市）
- 24日 全員協議会
- 20日 基地対策調査特別委員会九州防衛局要望活動
- 18日 基地対策調査特別委員会
- 16日 宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会（宮崎市）
- 9日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 8日 宮崎県後期高齢者医療広域連合議会運営検討会（宮崎市）
- 8日 南九州中部市議会議長会議員研修（小林市）
- 5日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 4日 基地対策調査特別委員会要望活動（西部方面総監部並びに第8師団）
- 2日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 1日 産業厚生常任委員会管外調査（3日 京都府・大阪府）
- 1日 宮崎県市議会議長会臨時総会（宮崎市）
- 29日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 26日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 25日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 22日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 22日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 19日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 15日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 14日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 11日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 11日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 7日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 4日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 1日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 【7月】**
- 27日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 24日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 22日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 21日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 17日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 10日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 8日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 7日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 6日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 【6月】**
- 6日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 7日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 8日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 10日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 17日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 22日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 24日 議会議長会（市内2ヶ所）
- 27日 議会議長会（市内2ヶ所）

平成23年度一般会計補正予算は 4億8,148万円を追加し

# 総額 110億1,273万円に

## 9月定例会

国民健康保険特別会計補正予算 4,990万円を追加し…………… 総額37億 792万円  
 後期高齢者医療特別会計補正予算 416万円を追加し…………… 総額5億8,002万円  
 介護保険特別会計補正予算保険事業勘定 6,010万円を追加し…………… 総額27億4,394万円  
 観光特別会計補正予算 38万円を追加し…………… 総額3,328万円  
 水道事業会計補正予算 359万円を減額し…………… 総額2億9,243万円  
 病院事業会計補正予算 1,366万円を減額し…………… 総額10億1,935万円

### 9月定例会

平成二十三年度九月定例会は、九月二日から九月十六日までの十四日間開かれました。

議案十二件、認定八件、報告七件、請願三件、意見書二件、委員会提出議案一件が審議されました。認定六件は閉会中に審査致します。

●一般会計補正予算の主な歳入は、国庫支出金1000万円、県支出金3090万円、繰越金3億1582万円、借入金(市債)4230万円、諸収入1618万円などです。

主な歳出は、えびの市地域公共交通確保維持協議会負担金607万円は、国・県・市・交通事業者・市民団体から構成される「えびの市地域公共交通確保維持協議会」の中で、えびの市地域公共交通総合計画の策定及び協議を行い、平成二十五年から地域交通の確保をめざすもの。最終処分場補修工事請負費及び施設監理委託料4929万円は、防水シートの破損があり、排水の地下浸透を防ぐもの。地理情報データ化事業委託料1094万円は、離職を余儀

なくされた非正規労働者及び中高年者等に対して、短期の就労機会を設けることを目的に、国土調査が完了した森林の電子データ化の業務を委託し、森林GISと連動した境界区画の台帳を作成するもので、新規雇用10名、期間5・5カ月。京町温泉活性化観光地づくり協働事業補助金250万円は、地元食材を活用した料理開発(京町温泉B級グルメ)、京町温泉情報発信事業(ホームページ作成)など。過疎対策事業費3700万円は、市道北池島線を主なものとして改良工事等を行うもの。高速道路跨道橋補修委託料1783万円は、高速道路にまたがる橋梁が四十年経過しているため、今年度はうち3橋分をコンクリートのかつ落防止工事をするもの。消防団員等公務災害補償等共済基金798万円は、東日本大震災に伴う消防団員等災害補償等共済かけ金が大幅に改正されたもの。(改正前1900円が改正後24700円に。)図書館の工事請負費280万円は、図書館の雨もり屋根の改修工事を行うもの。災害復旧費として、農業用施設災害復旧費(現年発生)515万円、農地災害復旧費(現年発生)309万円。公共土木施設災害復旧費(現

年発生)1511万円は、これまでの台風及び集中豪雨により発生した災害の工事請負など復旧費です。

●国民健康保険特別会計の補正予算の歳入の主なものは、平成二十二年精算に伴う療養給付費等交付金2567万円、繰越金581万円など。

歳出の主なものは、平成二十二年精算に伴う償還金4463万円。内訳は、国民健康保険療養給付費等国庫負担金、出産育児一時国庫補助金など。

●介護保険特別会計の補正予算の歳入の主なものは、平成二十二年精算に伴う介護給付費負担金など711万円、繰越金4579万円。

歳出の主なものは、二十二年精算に伴う償還金2939万円、一般会計繰出金671万円、基金積立金1721万円。

●水道事業会計の補正予算の収益的支出は、人事異動に伴う給与、手当などの減額。

●病院事業会計の補正予算の収益的収入は、人事異動等に伴う一般会計補助金122万円の減額、支出は、人事異動等に伴う給与・手当などの減額。

# 9月定例会における議案等の審議結果

## 1. 議案等

会期：9月2日～9月16日（14日間）

番 号	件 名	審議結果
報告第 9号	平成22年度えびの市健全化判断比率について	—
報告第10号	平成22年度えびの市資金不足比率について	—
報告第11号	専決処分した損害賠償の額の決定について	—
報告第12号	専決処分した損害賠償の額の決定について	—
報告第13号	専決処分したえびの市税条例等の一部を改正する条例の承認について	承 認
報告第14号	専決処分したえびの市平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等の交付を受けた場合における国民健康保険税の減免に関する条例の承認について	承 認
報告第15号	専決処分した平成23年度えびの市一般会計予算の補正（第5号）の承認について	承 認
議案第44号	教育委員会の委員の任命について（松元國治氏）	同 意
議案第45号	えびの市暴力団排除条例の制定について	原案可決
議案第46号	えびの市障害者施策推進協議会条例の一部改正について	原案可決
議案第47号	市道の路線廃止について	原案可決
議案第48号	市道の路線認定について	原案可決
議案第49号	平成23年度えびの市一般会計予算の補正（第6号）について	原案可決
議案第50号	平成23年度えびの市国民健康保険特別会計予算の補正（第2号）について	原案可決
議案第51号	平成23年度えびの市後期高齢者医療特別会計予算の補正（第1号）について	原案可決
議案第52号	平成23年度えびの市介護保険特別会計予算の補正（第2号）について	原案可決
議案第53号	平成23年度えびの市観光特別会計予算の補正（第2号）について	原案可決
議案第54号	平成23年度えびの市水道事業会計予算の補正（第1号）について	原案可決
議案第55号	平成23年度えびの市病院事業会計予算の補正（第1号）について	原案可決
認定第 1号	平成22年度えびの市一般会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
認定第 2号	平成22年度えびの市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
認定第 3号	平成22年度えびの市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
認定第 4号	平成22年度えびの市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
認定第 5号	平成22年度えびの市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
認定第 6号	平成22年度えびの市観光特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
認定第 7号	平成22年度えびの市水道事業会計決算の認定について	認 定
認定第 8号	平成22年度えびの市病院事業会計決算の認定について	認 定
委員会提出 議案第1号	えびの市議会基本条例の一部改正について	原案可決

## 2. 請願・陳情

番 号	件 名	審議結果
請願第 6号	地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願書	採 択
請願第 7号	郵政改革法案の早期成立を求める請願書	継続審査
請願第 8号	地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願書	採 択
陳情第12号	タスポカード導入後売上減少の為運営資金助成陳情	不採択

## 3. 意見書案等

番 号	件 名	審議結果
委員会提出 意見書案第3号	2012年度地方財政の充実強化を求める意見書（案）	原案可決
委員会提出 意見書案第4号	地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書（案）	原案可決

# 一般質問

九月定例会一般質問は十人の議員が質問しました。

今回は、市長のマニフェスト、耕作放棄地、自治基本条例、物産館建設などの議論がなされました。

## 自治意識高揚を

高牟禮 宏邦 議員

**質問** 財政健全化に努力されているが、本年度交付税が4・1%少なく、1億6367万7千円で、県内9市で最低である。財政は危機的状況を脱していると説明されているが、環境センター・美化センター等耐用年数が経過し改築に多額の資金を要する。その対策がなされていない。今後の対策について。

**財務課長** 減額の要因は、起債残高減少と人口減である。指摘のとおり多額の財源が必要。さらに財政改革に取り組んでまいりま

す。

**質問** 自治基本条例が制定され一年が経過したが、同条例の取り組みについて自治推進委員会で検証するようになっているが。

**市長** 委員会を立ち上げることが出来なかった。住民自治の意識が高揚で条例化したのが、その後の管理がなされず市民に申し訳なく思っている。

**質問** 市職員の地区担当制を充実し地域づくりを支援すると公約されているがその取り組みと課題について。

**市長** 職員300人体制では十分な取り組みが出来ていない。今までの対応を検証し、効果があるように制度を見直します。

## マニフェスト達成状況は

北園 一正 議員

**質問** 市長の公約である、マニフェスト達成状況について伺う。

第一点、職員の昇任審査委員会設置については、人事評価制度構築委託料237万5千円の予算で民間会社に委託をされている。人事評価は、任命権者である市長の大

事な仕事であり、民間による評価だけでは適正な人事評価はできない。民間の評価をどのような取り扱いにするのか。また、マニフェストに、職員手当に能力主義を導入とある。評価の前に職員の人材育成も必要である取り組みはどうなっているか。

**市長** 人事評価制度導入により職員のやる気が逆に損なわれてはならない。制度の目的を達成するために、民間の評価を参考にしながら、最終的には市長の判断で評価を行う。また、職員の研修は就任以来特別実施していないが、今後行政能力を高め市民サービス向上のために、研修の機会を設ける。

**質問** 第二点、市内循環バス計画の進捗状況は。



市内唯一のバス路線  
(小林駅～京町待合所)

**企画課長** 平成二十三年度にえびの市地域公共交通総合計画を策定し、平成二十五年度運行開始を目標に計画を進めている。

## 物産館の運営は確実か

池田 孝一 議員

**質問** 建設しようとしている物産館は、従来の公設民営方式と異なり、その運営主体は、公(市)と民(JA、観光協会、商工会、物産振興協会の4者)が構成する「半民半官」の「第三セクター」で運営するものだ。しかし、この組織(法人)は現時点で実体が無く、従って物産館の経営方針や経営計画を示せず、チェックもできない。市長はこの法人設立を待たず、受け皿となる発起人会が方針などを樹立していくと説明している。法人設立が確認できない現状で、これを見越して建物の基本・実施設計を並行し着手するのは強行すぎる。市以外の4者は、物産館の運営主体となることや第三セクター設立について十分な合意ができていないか。同時並行することで基本・実施設計がちぐはぐなも

のにならないと言い切れるか。

**市長** 運営主体の法人設立は来年の五月だが、十月に立ち上げる発起人会で協議しながら基本・実施設計を進めていく。この進め方が効率の良い方法であり、市と4者でも既に合意している。また、発起人会が物産館の運営主体の受け皿となることを担保して進める。



国道側から見た物産館予定地

## 放射能汚染の瓦礫は受けるな

西原 政文 議員

**質問** 近畿地方を襲った大雨は、100名を超える犠牲者を出すなど自然の脅威を見せつけた。



避難所の一つに指定されている老人福祉センター

避難方法や避難所など見直しの必要は無いのか。また、西境川水門に排水ポンプの設置要請をしておいたが説明を求める。

**市長** 避難所は各地区に21箇所指定している。台風の際は5箇所であり十分だと考える。西境川水門は経過を見守るとの国交省の説明であった。

**質問** 焼却処理場の調査があったと思うが、福島原発の放射能に汚染された瓦礫の処理は、要請があっても引き受けるべきでない。

**市長** 焼却処理能力を求められ報告したが、放射能汚染など安全性の確認が出来ない瓦礫の処理は受け入れない。

**質問** 旧南高牧場は適正建築物だが、農業委員会の対応と今後の

説明を求める。

**農業委員会会長** 平成六年頃建ったもので、農振法、農地法違反の施設である。許可権限は県にある。市は地元の反対意見を考慮し、条件付での全会一致で許可相当とした。今後地元と公害防止協定締結など理解を得た上での事業展開を要請する。

## 農地が危ない

井川原 志庫男 議員

**質問** えびの市の農地の全体面積が3305鈔の中で耕作放棄地が193・5鈔ある。農業委員会は年一回利用状況調査を行っているが解消対策は。

**農業委員会事務局長** 平成二十一年に農地法改正に伴い利用状況調査を行っている。平成二十二年十月に定めた実施要領に基づき八月〜十一月まで重点期間とし利用状況調査をしている。

**質問** 耕作放棄地が193・5鈔ある中で耕作可能か、可能でないのか分類が必要である。放棄地に至った原因を究明して、耕作放棄地対策を展開する必要があると

思うがどのようなお考えか。

**局長** 耕作放棄地は地図情報システムを活用して確認をしている。国の事業等を利用して二十二年度と今年度に取り組み、実績は10鈔解消されている。

**質問** 農地全体で193・5鈔の耕作放棄地の中で復元可能でない土地については、農業委員会で一筆毎に調査し、用途変更に向けた対策が必要ではないか。

**農業委員会会長** 年一回は、調査は行っている。細かい一筆調査は、厳しい状況ですが取り組みます。

**市長** 対策として、担い手の育成と基盤整備が必要となってくる。



市内随所に点在する耕作放棄地

## 砂防ダム設置を

西原 義文 議員



砂防ダムの設置が望まれている  
斧研地区山林

**質問** 苧畑の斧研の土地流出量が年を重ねる毎に増えつつある。八月十九日の大雨の時は市営住宅前まで土砂が流出した。住宅の安全性を確保するために市はどのような対応を考えているか。

**市長** 災害発生時に足を運んで現状を確認している。えびの市としても対応しているが根本的な対策にはなっていない。

**建設課長** 斧研川の源流の民有林内に急な沢筋があり、大雨により山肌を削り立木をなぎたおし深い所は4〜5メートル浸食されている。土砂が流されて大小の岩がむきだしで採石場のようです。現

況で砂防堰堤を設置して下流への土砂流出を防止するのが一番このましい工法と考えている。

**質問** 現場を調査したが杉・檜等の倒木も激しい。専門的に見て砂防ダムが可能なのか。

**建設課長** 砂防ダムを考えると多大な経費がある。国や県の力を借りないと市単独では厳しい。小林木事務所が現地調査を着手。平成二十四年度に測量設計に入り、二十五年度に本格的工事着手したいとの計画であるとのことでした。

## 吉都線に観光列車を

上原 康雄 議員

**質問** 吉都線が全線開通百周年を迎える。吉都線を活かした観光振興策のひとつとして、観光列車を走らせることにより、えびの市への観光客の誘客の効果があると思う。京町の活性化にも効果があると思うが、市長の見解は。

**市長** 吉都線利用促進協議会とは別に沿線自治体で組織を立ち上げ、活動を展開する。事務局はえびの市でやり、事務レベルで連携

し具体的な中身を詰めていきたい。

**質問** 企業誘致を有利に展開するため、えびの市出身者の人脈名簿作成を提案したが、その後市長はどのような動きをされたのか確認をします。

**市長** 現在人脈リストの作成中である。

**観光商工課長** 県事務所や企業誘致アドバイザーの協力をいただいて、宮崎県出身者業界名簿を作成中である。また、えびの会の協力もいただきながらえびの出身者の人脈リストも作成する計画である。



観光資源としての活用が望まれる  
JR吉都線

## 自治基本条例の運用を問う

松窪 ミツエ 議員

**質問** 自治基本条例の施行要請をしてから、議会上程までに一年二カ月を要したことの説明を。

**企画課長** 市民案提出後に庁舎内でも独自の策定委員会を設置したため、そこでの調整に時間を要した。

**質問** 昨年の四月に、自治基本条例の運用をチェックする自治推進委員の公募がなされている。これに応募した市民に対して、今年度の六月に通知があったとのこと。一年余り市民に何の連絡もとられていなかったのは事実だったのか。

**企画課長** 昨年は応募が少なく今年度の応募者と共に通知を出した。

**質問** 昨年度の応募者を一年間余り放置していたのは、あり得ない行為ではないか。市民の行政参画への不信感や意欲を損なうことにはならないのか。

**市長** この条例は、市民が住民自治の意識を高め二年間を経てようやく条例化へと実を結んだものであるが、施行後の管理が行政側でできず、市民の意識を途切れさ

せる形になり大変申し訳なかった。今後の運用については担当課に強く指示している。この条例は一番基本となる重要なものとして認識している。



## どうなる契約栽培

栗下 政雄 議員

**質問** 酒造会社と、麦・カライモの契約栽培について。これは、議会の会脈が販売ルートの確立について関わった経緯がある。前市長と酒造メーカー社長外4名とが、えびの産麦（キリ二条）とカライモの契約栽培を成立させた。

以降八年間栽培、販売を行い、生産者組織を立ち上げ、そのため機械導入も進めてきた。平成二十三年度は、キリ二条を七月二十日にメーカーへ納入済みである。その後七月二十六日に、生産者が集められ、メーカーから今年限りで契約栽培は取り止めるとの説明がなされた。この説明を聞いた生産者の方々は、村岡市長が進めているはずの農家所得向上等の農業振興策はどうなっているのかと憤っておられる。このような現場の実情をしつかり受け止め、メーカー側と協議し、契約栽培が継続できないのであれば、その代替策を示せ。

**市長** 今後契約ができないという事で生産者としても大変困惑されている。もうすぐ麦の作付け



麦の契約栽培のほ場（東川北地区）

時期がくる。所得が上がる生産物ができるような指導は協議じゃなくして直接担当課に指示をする。

## 企業誘致について

本石 長永 議員

**質問** 村岡市政になって二年になる。マニフェストには四年間で8社企業誘致するとある。現在までの実績を見ると、目標が達成できるか疑問である。えびの市の企業誘致については、オーダーメイド方式で誘致して、えびの市にはメリットがあるかもしれないが、進出する企業にはデメリットの方が大きいと考える。えびの市として他市町村並の考え方は現在までのような実績しかできない。企業誘致については抜本的な見直しをして、全国レベルから一歩抜けた企業誘致をして1社でも多く誘致できることが雇用につながる対策をとるべきである。

**市長** えびの市はオーダーメイド方式をとっているので立地される方にはデメリットが大きいと考える。もつとスピード感を持って

対策をとるよう担当課からも要望があがってきているのでスピード感を持って取り組みます。



工場用地として、所有者へのアンケート調査が実施された湯田地区



# 総務教育常任委員会研修報告

総務教育常任委員会は、七月二十六日から二十八日にかけて、滋賀県米原市及び京都府宮津市の行政視察を実施しました。

米原市ではコミュニティバス運行の見直しによる新たな公共交通の構築とまちづくりのための地域創造会議の運営を、宮津市ではまちづくりのための「地域会議」（両市とも中学校区ほどの地区に1組織を設置）の設置とその運営を研修しました。

## 米原市の新地域公共交通は、コミバスの発展型

市は平成十三年から運行しているコミバス（「コミュニティバス」の省略）の赤字が増大する一方で、住民ニーズとして公共交通の空白域への導入の要望も抱えていました。このため住民ニーズをつかむために様々な取り組み（夢交通のつどい、視察、意見交換、アンケート、地区別ヒアリングなど）を実施。またその後、合併による公共交通サービスの格差が発生したことから、これを見直したところ市の負担は増加してしまいました。

このため、全てのバス路線に乗

車しての実態調査（利用者ヒアリング）とフォローアップ調査を実施し、路線毎、地域毎の対策にまとめ、新公共交通としてきたのが、コミバスの一部乗り合いタクシー（定時路線別または地域別の予約制乗り合いタクシー）への転換です。

運行赤字は、十九年度と二十一年度の比較で2千万円減少しています。

都市形態の違いはありますが、本市も①利用者ニーズの把握方法②運行方式の研究の仕方は大いに見習うべきところがあります。

また、「交通弱者のため」だけではなく、地域全体の交通・移動システムを作り上げることが重要で、高齢者の外出効果や交流による地域社会の活性化にも効果が現れています。本市も多様な効果が発揮される地域公共交通の構築をめざすべきだと考えます。

## 中学校区毎の「地域創造会議」に財源と権限を持たせ協働

米原市は、米原町・山東町・伊吹町の3町合併、その後近江町と合併、現在の姿になっています。平成十八年には本市同様、自治基

本条例を制定し、5つの基本原則をもとにまちづくりを進めるとし、その基盤として設置したのが「地域創造会議」（協働組織）です。

旧町毎に置く市自治センター（旧町役場を活用）に市職員を配置。全104の自治会を4地区に組織しています。特筆すべきは、この組織は自治協働組織として機能するように市から財源と権限が持たされていることです。会議の委員は地区内の自治会や市民団体、NPO、企業で構成。地域や団体の活動申請や提言を審査。決定した活動には支援補助金を交付しています。25億円もの基金をもとに年間1千万円程度がこれに活用されています。また、支援事業の対象は、全市統一基準のほか、地区毎に同協議会で決定する仕組みとなっています。

基本的なルールは市が定めていますが、その他の基準や評価の仕方は地区の協議会の判断に任せられており、まさに自治による協働の組織です。行政と市民が納得して役割分担している協働の姿を実現していました。

宮津市は、「市民会議」と「地域会議」の二本立てで協働のまちづくりを実践しており、設置の前後で市長を中心に根気強く、時間を掛けて協働の重要性とそのため

の組織作りに力を注いだ成果が伺われました。また、同様に職員を配置していましたが、単純に地元出身者を配置するのではなく、しっかり指導・助言できる職員を配置している点も参考にすべきです。

## 9月議会の委員会報告

9月定例議会では、一般会計予算の補正など4議案のほか報告2件、認定2件、請願2件を審査しました。

一般会計予算では、東日本大震災の被災地支援としてイベント参加と支援活動経費として118万3千円を補正。岩手県陸前高田市の復興イベントに市長ほか市およびJA職員が参加し、えびの米や地鶏を低価格で販売。売上金15万2400円を寄付したことが報告されています。

また、このほか請願では、東日本大震災からの復興における自治体の役割の重要性が増しており、停滞する国内経済にあって地域の雇用確保、社会保障の充実などのため、国に対し地方財政の充実強化を求める意見書の採択を求める請願を審査のうえ採択しました。

総務教育常任委員長 池田 孝一

# 産業厚生常任委員会研修報告

産業厚生常任委員会では、去る八月一日から三日にかけて、京都府南丹市の観光行政と大阪府河南町の農業活性化センター事業について、視察調査を行いました。視察内容は次のとおりです。

## ●南丹市（合併前の美山町）

南丹市は、えびの市と酷似した観光資源を有しながらも、自然や地元産業を生かし、年間70万人の観光客の誘客につなげておりません。主な取り組みとして、農業等の体験型観光やかやぶき屋根集落の保存といった景観整備事業を実施し、観光の目玉としています。

特に、かやぶき屋根集落は、地域住民の高い意識で保存がなされ、住民と行政が一体となり、景観形成を行っておりました。

## ●河南町

河南町の農業活性化センターは、地域農産物や加工品の販売を行い、併設された「道の駅かなん」との相乗効果で、年間3億円超を売り上げております。また、運営は町から指定管理者として指定を受けている「農事組合法人かなん」であります。町としては、

農業活性化センターの運営を農家の主体的な活動に委ねること、特産品開発等の農業振興施策の実現を目指しているとのことでありました。



かやぶきの里



農業活性化センターの研修

## 9月議会の委員会報告

今期定例会で、産業厚生常任委員会に付託されたのは、報告一件、議案八件、決算認定六件、請願一件でありました。付託された報告・議案の内容は、条例の制定及び改正、市道の認定・廃止、補正予算に関するものでした。

審査結果については、報告案件が、全会一致で原案のとおり承認されました。議案八件が、全会一致で原案のとおり可決。請願についても、全会一致で採択されました。決算の認定六件については、閉会中の継続審査としました。

審査内容については、一般会計補正予算の質疑応答と請願について報告します。

## ●物産館コーディネート委託料

物産館建設に関連する予算は、六月定例会で議員の提案を受けて、今回予算化されたものであり、担当課への主な質疑は次のとおりです。

**Q** コーディネーターの方には、71万円という少ない予算で、何日くらい来ていただき、どういったアドバイスをいたいただくのか。

**A** コーディネーターの方と県との協議により、月額2万6千

円の通勤等の経費や電話等の通信運搬費を含めて、最終的に予算計上の額となった。アドバイスいただく内容としては、法人設立や、出荷体制についてを主な事項としている。

**Q** 建物の規模や配置等については、アドバイスをいただけないのか。

**A** 設計を組む段階で、お客の流れを考慮した配置に関することや、利用客数に合わせた最低限の売り場やレストラン等の面積、また、建物の法的な部分についての助言はいただけると考えている。

## ●地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願書

本請願は、不当請求、多重債務等の問題から消費者を守るために、地方の消費者行政を充実させる意見書を、国に提出することを求めたものであります。

委員からは、特に高齢の消費者が被害を被る事件が多発しており、地方の消費者行政に対し、手厚い予算措置と体制充実を国に求めるべきとの意見が出され、消費者を守るためにも本請願を採択すべきとの意見が大勢を占めました。

産業厚生常任委員長 本石 長永

# 可決した意見書

## 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

現在、国による地方消費者行政の充実策が検討されているが、他方で地域主権改革の議論が進む中で、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念される。

もとより地方自治体が独自の工夫・努力によって消費者行政を充実させることは当然であり、えびの市としても、より一層の工夫・努力によって消費者行政を充実させることが住民に対する責務であると考え、これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制は、地方自治体間においてあまりにも格差がある。加えて、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約するP I O - N E T（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）への入力作業や、違法業者に対する行政処分等、国全体の利益のために行っているものも少なからず存在する。現在、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光を注ぐ交付金が存在するが、いずれも期間限定の支援に留まっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等継続的な経費への活用には自ずと限界がある。

したがって、国は地方消費者行政充実のために継続的かつ実効的な財政支援を行うべきである。

あわせて、国は、小規模な市町村がよりスムーズに消費者行政の強化を行うことができるよう、都道府県と市町村とが広域的に連携する取り組み例を推進するなど、地方自治体にとって取り組みやすい制度設計を具体的に示すべきである。

さらに、消費生活相談窓口を現場で担っている消費生活相談員の地位は、期限付きの非常勤職員の扱いが大半であり、その地位の安定と専門性の向上を図ることが困難な状況にある。その待遇も、消費生活相談業務の専門性に見合ったものとは言い難い現状にある。住民が安心して相談できる消費生活相談窓口を実現するためには、消費生活相談員の専門性の向上とともに、その地位の安定、待遇の改善に向けた制度の整備も重要である。

よって、えびの市議会は、国会及び政府に対し、地方消費者行政の支援について次の事項を要請する。

### 記

#### 1 〔実効的な財政措置〕

国は、地方自治体の消費者行政の充実確実につながるよう、地方消費者行政活性化基金等の延長も視野に入れつつ、一定の幅を持たせながらも用途を消費者行政と明示した継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。

#### 2 〔地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みの提示〕

すべての地方自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を消費者に提供するという観点から、国は、あるべき相談窓口の姿について一定の目安を提示するとともに、これを単独で実現することが困難な小規模自治体も多数存在することから、都道府県と市町村とが広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みを提示すること。

#### 3 〔消費生活相談員の地位・待遇の向上を可能とすることができる任用制度の創設〕

消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、相談を担う専門家である消費生活相談員を含め、常勤はもちろん非常勤の立場であっても、専門性に見合った待遇のもとで安定して勤務できる専門職任用制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月16日

宮崎県えびの市議会

## 2012年度地方財政の充実・強化を求める意見書

東日本大震災によって、東北・関東では多くの自治体が甚大な被害を受けました。今後は、自治体を中心とした復興が求められます。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

とくに、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。2011年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2012年度予算においても、震災対策費を確保しつつ、2011年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

このため、2012年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて、政府に次のとおり対策を求めます。

### 記

- 1 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に構ずること。
- 2 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の復興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。
- 3 地方財政の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分5：5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月16日

宮崎県えびの市議会



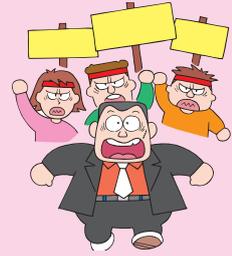
# 暴力団の排除条例を新に制定しました

— 暴力団排除の施策と市及び市民の責務を明記 —

今回、全国、全県的な暴力団排除の取り組みを一斉に強化するため、えびの市でも「暴力団排除条例」の制定を全会一致で可決しました。（条例施行は平成24年1月1日から）

市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に資するため、暴力団の排除を推進することを定めたものです。

条例の概要をお知らせし、市及び市民の皆様とともに市議会もこれらの施策に取り組んでまいります。



## 条例の概要

1. 基本理念として、暴力団の排除のために市と市民が協力して、次の3つの基本理念を推進するとしています。

- 暴力団を恐れないこと
- 暴力団に対して資金を提供しない
- 暴力団を利用しない

☆暴力団とは

「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」の法に定める暴力団をいいます

☆暴力団員とは

上記の法に定める暴力団員をいいます。

☆暴力団関係者とは

暴力団員または暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有する者をいいます。

2. 市の責務

○県、県公安委員会、県暴力追放運動推進センターなどと連携を図り、暴力団の排除の施策を総合的に推進する

○暴力団の排除に資する情報を知ったときは警察その他の関係機関に情報提供する



3. 市民等の責務

○基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、連携協力して取り組む

○事業者は、基本理念にのっとり、その事業により暴力団を利することにならないようにするとともに、市が実施する施策に協力する

○暴力団の排除に資する情報を知ったときは、市または警察署に情報提供する

4. 青少年に対する教育

市は中学校において、生徒が暴力団の排除の重要性の認識や暴力団員による犯罪を受けないようにするための教育を行う

5. 利益供与の禁止

市民は、暴力団の威力を利用し、または暴力団の活動や運営に協力する目的で暴力団員などに対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない

6. 暴力団の威力利用の禁止

市民は、債権の回収、紛争の解決などに関して暴力団を利用したり、暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧するなどしてはならない。

編集委員 藏園 晴美

傍聴者へのアンケート調査なども実施しています。市民参加による議会改革にも取り組んでほしいものです。定例会時には是非議会傍聴に足を運んでいただきますようお願い致します。

その間、議会基本条例制定、議会報告会など議会全体で改革に取り組んできたところです。各委員会も二年ごとに再構成されます。編集委員の構成も新しくなるわけですが、これまで培ってきた編集に対する思いも、より一層市民に親しまれ、わかりやすい内容にと願っています。

年4回の定例会がありますが、傍聴席の空席が目立っています。市民の皆様方の傍聴を心から願う次第です。

